特定－第１３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第13表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。